

平成30年12月19日

指定旧供給区域等小売供給約款における料金に
ついて経済産業省が行う定期的評価について

関東経済産業局長からの定期的評価に関する委員会への意見聴取について、
審査しましたので、別紙のとおり関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別 紙)

官 印 省 略
20180919 関 東 第 45 号
平成 3 0 年 1 2 月 1 9 日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給区域等小売供給約款における料金について経済産業省が行う
定期的評価について（回答）

平成30年8月31日付け20180827関東第26号により貴職から当委員会に意見を
求められた上記の件について、審査を行いました。

審査の結果、下記の対象事業者について、電気事業法等の一部を改正する等の法律
附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20170329資第5号）第
2（8）④に照らし、指定旧供給区域等小売供給約款における料金の変更の認可の申
請の必要があるとは認められませんでした。

記

（対象事業者）

- ・京葉瓦斯株式会社
- ・京和ガス株式会社
- ・日本瓦斯株式会社
- ・熱海瓦斯株式会社

法人番号 8040001026108

法人番号 9040001038011

法人番号 9010001061924

法人番号 5080101012519